三十二　マカロニ類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百五号）
三十三　乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百六号）
三十四　地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百九号）
三十五　食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）
三十六　風味調味料のついての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十六号）
三十七　製材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年八月二十八日農林水産省告示第千百三十七号）
三十八　合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）
三十九　生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十六号）
四十　生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十一号）
四十一　手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十六年八月四日農林水産省告示第千四百六十八号）
四十二　生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十八号）
四十三　有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十号）
四十四　有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十一号）
四十五　有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十二号）
四十六　畳表についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十月三十一日農林水産省告示第千三百五十三号）
四十七　パン粉についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十九年十一月二十八日農林水産省告示第千四百九十二号）
四十八　生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十七号）
四十九　定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十九号）
五十　直交集成板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十号）
五十一　そしゃく配慮食品についての製造業者等の認定の技術的基準（平成二十八年八月十七日農林水産省告示第千五百六十九号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる農林物資についての検査方法の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日　　農林水産大臣　齋藤　健

一　果実飲料についての検査方法（昭和三十七年三月二十二日農林省告示第三百六十号）
二　ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法（昭和三十七年四月十二日農林省告示第五百十七号）
三　しょうゆについての検査方法（昭和三十八年一月三十日農林省告示第八十一号）
四　マカロニ類についての検査方法（昭和四十年十月十九日農林省告示第千二百四十七号）
五　食用植物油脂についての検査方法（昭和四十四年四月二十三日農林省告示第五百六十一号）
六　ウスターソース類についての検査方法（昭和四十九年八月一日農林省告示第七百二十六号）
七　炭酸飲料についての検査方法（昭和四十九年八月七日農林省告示第七百五十九号）
八　フローリングについての検査方法（昭和四十九年十二月二日農林省告示第千百四十七号）
九　風味調味料についての検査方法（昭和五十年六月四日農林省告示第六百六号）
十　乾燥スープについての検査方法（昭和五十年十月六日農林省告示第九百五十七号）
十一　ドレッシングについての検査方法（昭和五十年十二月二十四日農林省告示第千二百十七号）
十二　飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和五十一年十一月十九日農林省告示第千七十四号）
十三　構造用パネルについての検査方法（昭和六十二年四月二十七日農林水産省告示第五百号）
十四　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法（平成三年六月二十六日農林水産省告示第八百七十三号）
十五　熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法（平成八年一月二十二日農林水産省告示第六十八号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百八十九号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる農林物資の生産行程についての検査方法の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日　　農林水産大臣　齋藤　健

一　地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百十一号）
二　生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十八号）
三　生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十三号）
四　手延べ干しめんの生産行程についての検査方法（平成十六年八月四日農林水産省告示第千四百七十号）
五　生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百六十号）